

別表第10(第19条関係)

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳 の内容	4 控除対象 原価の内 容	5 前年度に 実際に要 した第一 号基礎的 電気通信 役務の提 供に係る 設備利用 部門の原 価	6 5の原価 から控除 対象原価 を控除し た後のも の	7 6の原価 に効率化 率を乗じ た後のも の
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		(2) 販売部門における	施行規則第14条第2号			

		る加入電 話の新規 申込み、移 転等の取 次ぎ又は 割引サー ビス等の 取次ぎ若 しくは販 売に係る 原価	イに掲げる 第一号基礎 的電気通信 役務に係る 原価並びに 同条第1号イ 及びロ並び に第4号イ及 びロに掲げ る第一号基 礎的電気通 信役務に係 る原価のう ち、当該第一 号基礎的電 気通信役務 の能動的な 営業活動に 係るもの		
		(3) 技術支 援部門に おけるネ ットワー ク構築に 関する技 術支援に 係る原価	一の科目イ (2)において 控除される 前の原価に 占める控除 された原価 の割合に5の 欄に掲げる 値を乗じた もの		
		(4) 代理店 営業部門	施行規則第 14条第2号		

		におけるイに掲げる加入電話第一号基礎の新規申的電気通信込み、移転役務に係る等の取次原価並びにぎ又は割同条第1号イ引サービス及びロ並びス等の取に第4号イ及び次ぎ若しびロに掲げくは販売る第一号基礎にに係る原礎的電気通価信役務の能動的な営業活動に係るもの		
		(5) 販売サ 施行規則第 ポート部 14条第2号 門におけ イ及びロに る割引サ 掲げる第一 ービス等 号基礎的電 の受付オ 気通信役務 ーダーの に係る原価 システム のうち、テレ への投入 ホンカード 及び顧客 に関するも データベ の(報奨金に ースの維 係るものを 持管理の 除く。)以外 うち、通話 のもの に係るも の又はテ		

		レホンカードの販売及び作成等に係る原価			
		(6) 広報又は宣伝に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動を目的とする広報又は宣伝に係る原価		
		(7) 企画業務に係る原価	一の科目イ(1)から(6)まで及びロ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたものの		
ロ 注文履行費	(1) 販売サポート部門における加入電話の新規				

		申込み、移 転等の受 付オーダ ーのシス テムへの 投入及び 顧客デー タベース の維持管 理に係る 原価のう ち、加入者 管理に係 るもの			
		(2) 料金の 受入業務 に係る原 価			
		(3) 通話に 係るデー タの蓄積 若しくは 料金の計 算、料金請 求書の編 集、作成若 しくは発 行又は料 金の督促 若しくは 回収等に	施行規則第 14条第2号 イに掲げる 第一号基礎 的電気通信 役務に係る 原価のうち、 割引通話に 係る原価		

		係る原価 (4) 貸倒損失又は貸倒引当金繰入額に係る原価			
	ハ 営業管理費	営業業務の共通部分に係る原価	一の科目イ及びロ(1)から(3)までにおいて控除された原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
二 試験研究費	イ 試験研究費	(1) 利用者系ネットワークサービス等の研究開発に係る原価 (2) 利用者系の研究開発に必要な基礎又は基盤技術研究	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの 同上		

		に係る原価			
		(3) 将来の通信技術に係る新しい概念の技術等の純粋基礎研究に係る原価	同上		
		(4) 研究開発業務の共通部分に係る原価	二の科目イ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
		(5) 法人営業部門における研究開発等に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の提供の確保に直接資する研究開発に係る原価以外のもの		
		(6) 試験開	二の科目イ		

		発部門に おける共 通的作業 (庶務、経 理等)に係 る原価	(1)から(5)ま でにおいて 控除される 前の原価に 占める控除 された原価 の割合に5の 欄に掲げる 値を乗じた もの			
三 管理共 通費	イ 営業管 理費	(1) 支店に おける建 物、事業企 画、庶務、 厚生、人事 又は経理 関係業務 に係る原 価	建物に係る 原価にあつ ては、一の科 目イ、ロ(1) から(3)まで 及びハ並び に二の科目 において控 除される前 の原価に占 める控除さ れた原価の 割合に5の欄 に掲げる値 を乗じたも の 建物に係る 原価以外の ものにあつ ては、一の科 目イ、ロ(1)			

			から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(2) 物品調達、管理等に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		(4) 共通的	一の科目イ、			

		作業(庶務、経理等)に対する研修に係る原価 ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
		(5) 研修の 共通部門 に係る原 価 三の科目イ(3)及び(4)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの		
		(6) 社員の 健康診断 等の福利 厚生に係 る原価 一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原		

	価の割合に5 の欄に掲げ る値を乗じ たもの
(7) 建物等 の借料又 は現状資 産の維持 管理に係 る原価	建物等の借 料に係る原 価のうち、一 の科目イ、ロ (1)から(3)ま で及びハ並 びに二の科 目において 控除される 前の原価に 占める控除 された原価 の割合に5の 欄に掲げる 値を乗じた もの及び建 物等の借料 に係る原価 以外のもの
(8) 電気通 信役務の 提供条件、 料金等の 制度に係 る原価	一の科目イ、 ロ(1)から(3) まで及びハ において控 除される前 の原価に占 める控除さ れた原価の

	割合に5の欄 に掲げる値 を乗じたも の
(9) 窓口等 に対する 業務運営 支援又は 管理に係 る原価	同上
(10) 料金 請求又は 売掛金管 理に対す る業務運 営支援又 は管理に 係る原価	同上
(11) 法人 営業部門 に対する 業務運営 支援又は 管理に係 る原価	同上
(12) 公衆 電話部門 に対する 業務運営 支援又は 管理に係	同上

る原価	
(13) 三の 科目(1)か ら(12)ま でに掲げ る原価以 外の管理 共通費に 係る原価 ((14)及び (15)に掲 げるもの を除く。)	施行規則第 14条第1号、 第2号及び第 4号に掲げる 第一号基礎 的電気通信 役務に係る 原価
(14) 本社 における 建物、事業 企画、総 務、厚生、 人事又は 経理関係 業務に係 る原価	建物に係る 原価にあつ ては、一の科 目イ、ロ(1) から(3)まで 及びハ並び に二の科目 において控 除される前 の原価に占 める控除さ れた原価の 割合に5の欄 に掲げる値 を乗じたも の 建物に係る 原価以外の

			ものにあつては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
		(15) 印紙税、固定資産税等の租税公課	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に5の欄に掲げる値を乗じたもの			
四 共通設備費用	イ 注文履行費	(1) 事務室、事務用機器等に係る減価償却費、固	同上			

		定資産除却費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税等に係る原価				
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--

注

- 1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ、第2号の2並びに第4号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。ただし、同号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。
- 2 5の欄に掲げる原価から4の欄に掲げるものの原価を控除した後のものを6の欄に記し、当該記したものに効率化率を乗じた後のものを7の欄に記載すること。
- 3 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 一の科目の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 5 控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。ただし、当該基準によって配賦することが著しく困難なとき

は、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。